

総合評価書

1. 政策評価の対象とした政策（法 10 条 1 項 1 号） 青年国際交流の推進					
2. 担当部局（法 10 条 1 項第 2 号） 政策統括官（共生社会政策担当）		3. 作成責任者 参事官（青年国際交流担当） 山谷英之			
4. 政策評価時期（法 10 条第 1 項第 2 号） 平成 30 年 8 月（中間取りまとめ） ※平成 35 年度（取りまとめ）		5. 評価対象期間 平成 25 年度から平成 29 年度まで			
6. 政策の概要 <p>日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じ、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の共同研修・交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、時代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。</p>					
7. 達成すべき目標 ①国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成 ②戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上					
8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）					
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
予算額	1,173	1,351	1,412	1,406	1,410
執行額	1,200	1,352	1,381	1,398	—
9. 評価の観点（法第 10 条 1 項第 3 項） <p>内閣府青年国際交流事業に参加する日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークをいかして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されている。</p> <p>また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみを持ち、日本と諸外国との友好の架け橋となることが期待されている。</p> <p>主に、こうした人材育成と外交への寄与の二面から、事業が総体としてどの程度効果を上げているかなどの評価を行うこととする。</p> <p>この際、人材育成面については、事業参加から 5～10 年を経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか（今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対しての発信等）について、アンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。</p> <p>また、外交面については、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行う</p>					

ことを想定している。

10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条1項4号）

（1）政策効果の把握の手法

青年国際交流事業の各事業における参加青年に対するフォローアップ調査

（2）分野別評価

I. 青年国際交流の推進

① 目標・目的

子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）の記載を踏まえ、「国際化が進む社会の各分野で活躍できる青年の育成」を目標としており、その達成を図る主な指標等として、下記を掲げている。

- ・青年国際交流事業の各事業における参加青年に対する調査において、事業への参加がその後のキャリア形成において役割を果たしたと評価する者の割合
- ・青年国際交流事業参加後に社会貢献活動に関わっている事業参加者の割合
- ・青年国際交流事業参加後も事業に参加した外国青年等と交流が続いている事業参加者の割合

② 分野別予算額・執行額の推移（単位 百万円）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	1,173	1,351	1,412	1,406	1,410
執行額	1,200	1,352	1,381	1,398	—

③ 具体的施策

・国際青年育成交流事業

皇太子殿下の御成婚を記念して1994年に開始した事業。バルト三国や中南米及びアジア諸国などに日本青年を派遣し、訪問国では現地青年との社会事情に関するディスカッション、企業等施設訪問及びホームステイを行う。また帰国後は、日本に招へいされた外国青年と一緒に会して国際青年交流会議に参加し、3日間にわたる外国青年とのディスカッションを通じて、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を高める。

（参加人数：日本青年約40名・外国青年約50名、対象年齢：18～30歳）

・日本・中国青年親善交流事業

1978年の日中平和友好条約の締結を記念し、1979年から開始された日中両国政府による共同事業。文化紹介やホームステイを通じた交流とともに、ビジネス環境・就職・ボランティアの状況などについて、両国の共通点や相違点などを掘り下げて考える機会ともなる大学生との意見交換、グローバルに飛躍を

とげる中国の先進企業訪問、起業をめぐるビジネス制度等に関連する施設の訪問等を行う多彩なプログラム。

(参加人数：日本青年約 25 名・中国青年約 25 名、対象年齢：18～30 歳)

・日本・韓国青年親善交流事業

1984 年の日韓両国首脳会談における共同声明の趣旨を踏まえ、1987 年から開始された日韓両政府による共同事業。文化紹介やホームステイを通じた交流、地球環境、文化、教育、社会福祉等の各種施設、先進企業の訪問やディスカッション等を行う。これらを通じて、日韓関係の将来に向けたありようについて踏み込んで考え、どのような領域で青年たちが東アジア地域の発展に貢献できるのかを考えてゆく機会ともなる。また、日本に招へいした韓国青年と日本青年との合宿文化交流会等を行っている。

(参加人数：日本青年約 25 名・韓国青年約 25 名、対象年齢：18～30 歳)

・東南アジア青年の船事業

1974 年に開始したわが国と ASEAN 諸国との共同事業。ASEAN10 か国の青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行う。東南アジア各国から選びぬかれた青年とのネットワークを構築するとともに、アジア地域の未来を担う人材の育成を図る。

(参加人数：日本青年約 40 名・外国青年約 300 名、対象年齢：18～30 歳)

・世界青年の船事業

1967 年度開始の「明治百年事業」にルーツがある事業。毎年異なる世界 10 か国から集まった外国青年と船内等で共同生活をしながら、ディスカッションや文化交流を行う。プロジェクトマネジメントや異文化対応を、理論・実践の両面で強化することに重点をおいた事業。

(参加人数：日本青年約 120 名・外国青年約 120 名、対象年齢：18～30 歳)

等

④ 政策効果の発現状況

○事業参加経験をキャリア形成に役立てた

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 71.7%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 72.9%

○事業参加経験をきっかけに、社会貢献（ボランティア等）に取り組むようになった青年の割合

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 71.7%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 69.2%

○国際的な人脈・ネットワークが広がった青年

平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後【平成 30 年 3 月】） 88.6%

【参考】平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後【平成 30 年 3 月】） 98.5%

※いずれも、「①そう思う」、「②ややそう思う」、「③どちらでもない」、「④あまりそう思わない」、「⑤そう思わない」との質問に対し、①、②と答えた青年の割合

⑤ 政策に対する評価

主な指標として掲げている事項について、事業参加青年を対象に行ったフォローアップ調査の結果を見る限りでは、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。引き続き、取りまとめ（平成 35 年度）に向けて成果の発現状況を見ていきたい。

※本施策については、中間取りまとめとして、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行った。

11. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号）

- ・本施策については、全体的にその効果が表れるのは事業実施後 5～10 年以上の経過が必要と考えており、今回は、事業実施から比較的短期間であっても評価可能な部分を中心に評価を行ったところ、計画されていた成果が順調に発現していると考えられる。
- ・また、フォローアップ調査によると、国際的な人脈・ネットワークの広がりや、地域的な人脈・ネットワークの広がりについては、平成 28 年度事業参加青年（事業参加 1 年後）より平成 24 年度事業参加青年（事業参加 5 年後）が低かった。これは時間経過が影響しているのか、または参加年度の傾向か、今後原因が分析できるよう、引き続きサンプルの取り方を改善していく必要がある。
- ・本施策の本評価としては、施策効果が十分に発現していると思込まれる平成 35 年度に評価の取りまとめを行うこととする。

12. 学識経験を有する者の知見の活用（法第 10 条第 1 項第 5 号）

13. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報（法第 10 条第 1 項第 6 号）

- ・平成 27 年青年国際交流事業の効果検証に関する検討会 報告（平成 27 年 7 月）
http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/houkokusho.pdf
- ・平成 28 年青年国際交流事業の効果検証に関する検討会 報告（平成 28 年 8 月）
http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/h2808_houkoku-1.pdf
http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/h2808_houkoku-2.pdf
- ・平成 29 年青年国際交流事業に関する検討会報告書（平成 29 年 7 月）
http://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/kouryu_kenshou/pdf/h2907_houkoku.pdf
- ・内閣府青年国際交流事業既参加日本青年フォローアップ調査報告書（平成 29 年度）

（注）「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成 13 年法律第 68 号）をいう。